

茨城県立図書館資料選定基準

茨城県立図書館資料収集基本方針に基づき、資料をその種類、分類ごとに適切かつ効率的に選定するための基準は以下のとおりとする。

1 館内サービス用資料

(1) 一般資料

ア 和書

和書は図書館資料の中でもその大部分を占める根幹的なものであること踏まえ、特に県立図書館の役割、適切な蔵書構成、基本資料の充実に留意しながら、分野に渡って必要な資料を選定する。

(ア) 共通基準

- a 解説書、研究書等に重点をおいて基本的な図書を中心に選定し、入門書及びごく少数の限られた利用者のための極めて高度な内容のものは精選する。
- b 各分野の代表的人物の著書及び当該人物についての解説書、研究書等を積極的に選定する
- c 重要なテーマに関する解説書、研究書の収集に当たっては、利用者の比較検討に資するため、代表的図書を中心に可能な限り多角的に選定する。
- d 百科事典、目録、索引、統計資料等、参考業務を充実させるための図書を積極的に選定する。特に百科事典、統計資料については重要な分野に欠落が生じることがないよう意を用いる。
- e 社会の変化に伴い生じた重要な課題等についての代表的な解説書、研究書等を積極的に選定する。
- f 新発見、新理論、再評価等、時代の進展に伴う最先端の情報の充実した図書の収集に配慮する。
- g 時代を反映する内容の代表的な図書及びベストセラー図書を積極的に選定する。特にベストセラーについては出版年鑑の各年版に収録された全国ベストセラーズの第20位以内の図書は全て選定する。
- h 文学賞等各種の受賞作品を積極的に選定する。
- i 系統的にまとめられた講座、全集、個人全集、を積極的に選定する。特に故人の全集の収集に意を用いる。
- j 研究調査報告書及び学術論文を積極的に選定する。
- k 本県に関連する内容が相当量含まれている図書については郷土資料とは別枠で積極的に選定する。
- l 本県行政施策に関する資料を積極的に選定する。
- m 大活字本を積極的に選定する。
- n 各国の政治、行政施策、事情等を紹介・分析した図書を積極的に選定する。特にアジアに関する資料の収集に意を用いる。
- c 新書・ブックレット・文庫等は原則として単行本として発行されていないものを選定する。なお既に単行本で所蔵しているものを選定しようとする場合は、単行本の利用度及び摩耗度等収集の必要性を充分吟味し、精選して収集する。
- p 改訂版・増補版については旧版及び他の版と内容を十分比較検討し、進化・充実が認められる場合は積極的に選定する。

- q 類書が少ない資料は積極的に選定し、類書が多数ある場合は慎重に比較検討し、精選する。
- r 絶版となっている未所蔵の貴重若しくは重要な図書の選定に配慮する。
- s 次の図書は厳選する。
 - (a) 資格取得のためのテキスト
 - (b) パンフレット及び1枚ものの地図
- t 次の図書は原則として選定しない。なおこの除外基準は(d)を除き本選定基準に共通して適用する。
 - (a) 明らかに不健全または低俗な図書で、資料的価値にも乏しいもの
 - (b) 受験勉強のための参考書及び問題集等
 - (c) 特定の宗教・政党及び企業等の宣伝傾向が著しく、資料的価値にも乏しいもの
 - (d) CD-ROM, FD等が付属している図書で、付属資料がメインになっているもの
 - (e) ゲームの攻略法, ギャンブルの予測等に関する図書
 - (f) アイドル歌手等の写真集
 - (g) その他館長が不適當と認める図書

(イ) 分野別基準

各分野においては、特に以下の事項に留意して選定する。

- a 総記
 - (a) 図書館, 図書館学及び読書に関する図書を網羅的に選定する。
 - (b) コンピュータ等IT技術に関する図書は、最新の技術を紹介した図書の中から中級レベルのものを重点的に選定する。
- b 哲学
 - (a) 哲学書は世界及び日本の主要な哲学者の代表的な著作及び哲学に関する主要な解説書, 研究書等に重点を置いて, 体系的・系統的に選定する。
 - (b) 宗教書は世界及び日本の宗教の分布状況を勘案しながら, 広域的視点に立って, それぞれの宗教の代表的な教典, 解説書, 研究書等を重点的に選定する。
 - (c) 超心理学, 心霊研究, 占いに関する図書は研究書については精選し, それ以外のものについては厳選する。
 - (d) 人生訓の類の図書は精選する。
- c 歴史・地理
 - (a) 日本及び世界の歴史に関する主要な解説書, 研究書に重点を置いて選定する。特に近現代史については比較検討に資するため多角的な選定に意を用いる。
 - (b) 隣接県及び秋田県等, 茨城に関連の強い地域の歴史に関する図書を積極的に選定する。
 - (c) 地方の出版社が発行した当該地方の歴史に関する図書の選定に配慮する。
 - (d) 歴史上評価の定まった人物の伝記・研究書については積極的に選定する。その他の人物の伝記等に関してはその資料的価値を吟味して選定する。
 - (e) 地図については日本及び世界の地理が網羅的に理解できる代表的な図書を選定する。なお概ね3～5年を目安に, 図書の更新に努める。
 - (f) 旅行ガイドブックについては精選する。なお概ね2～3年を目安に, 図書の更新に努める。
- d 社会科学
 - (a) 職業能力開発に関する図書を広範囲にわたり積極的に選定する。なお, ビジネス成功法等に類する図書は精選する。
 - (b) 統計に関する図書のうち統計分析の手法等, 情報加工・情報分析に関する図書は

- 努めて最新の分析技術を紹介する内容の図書に重点を置いて選定する。
- (c) 法律学及び逐条解説書は網羅的に選定する。なお解説書及び実務書については法律改正の状況を的確に捉えて、精選しつつ適宜適切に更新に努める。
 - (d) 経済関係の図書については当面する日本経済の課題等現代的視点の充実した図書の選定に配慮する。
 - (e) 地方自治及び行政関係の図書を積極的に選定する。特に地域づくり、街おこし都市計画等、その時代の重要な政策課題に関する図書は入門書等も含めて網羅的に選定する
 - (f) 人権に関する図書を積極的に選定する。
 - (g) 家族、女性、高齢者に関する図書を積極的に選定する。
 - (h) 教育に関する図書を積極的に選定する。特に家庭教育、生涯学習に関する図書の選定に意を用いる。学校教育関係の図書については、教育課程の改訂等に基づく総合的な講座等当面する主要課題に焦点を当てた図書は体系的に選定し、教育技術に関する図書は精選する
- e 自然科学
- (a) 日本及び世界の自然科学に関する主要な解説書・研究書を体系的に選定する。
 - (b) 茨城の自然と関係の深い内容（県花、県木、県鳥、県魚、湖沼等）が相当数記載されている図書については、郷土資料と別枠で積極的に選定する。
 - (c) 健康に関する図書のうち、健康法の紹介を主たる内容とする図書については厳選する。
- f 技術
- (a) 茨城に関係の深い内容（航空宇宙工学、原子力等）の図書を積極的に選定する
 - (b) ホームページの作成方法等、インターネット関連図書のうち手引き書に類する図書は精選する。
- g 産業
- (a) 農林水産業、工業、交通に関する図書を積極的に選定する。
 - (b) 商業に関する図書は、中小企業、個人経営を支援する内容に重点を置いて選定する。
 - (c) 観光に関する図書は、まちづくりの参考資料として価値の高い図書に重点を置いて選定する。
 - (d) 家庭向けの園芸書及びペットに関する図書は精選する。
- h 芸術
- (a) 日本及び世界の芸術の各分野の主要な解説書・研究書・作品集等を体系的に選定する。
 - (b) 茨城の芸術・体育に関係の深い内容（陶芸、サッカー等）が相当数含まれている図書を積極的に選定する。
 - (c) 個人の画集・作品集については当該作家の評価、知名度、既所蔵図書との重複等を考慮して精選する。
 - (d) 高額な複製画集、豪華装丁本等については、既所蔵図書との重複、利用度の予測当該図書の将来にわたる価値の持続性等を慎重に吟味して精選する。
 - (e) 漫画は歴史的価値の定まっているもの及び受賞作品、並びに漫画でしか表現できない貴重な表現価値が認められるものに重点をおいて精選する
- i 言語
- (a) 世界の主要な言語に関する、代表的な辞典類、解説書等を積極的に選定する。
 - (b) 世界の少数言語、日本の方言等失われる恐れのある言語に関する図書の収集に配慮する。
 - (c) 式辞、挨拶、司会、手紙の書き方等に関する図書は精選する。

j 文学

- (a) 日本及び世界の古今にわたる代表的な作品に重点をおいて、系統的・体系的に選定する。
- (b) 文学史上重要な位置を占める作家の作品は、「全集」に重点をおいて積極的に選定する。なお極めて重要な作品については併せて単行本の収集に配慮する。
- (c) 文学史、文学論、作家論等代表的な解説書、研究書等を積極的に選定する。
- (d) 文学史の中に埋もれている作家を発掘、再評価する内容の図書を選定に配慮する。
- (e) 現代文学については受賞作品、書評等に取り上げられた作品に重点をおいて選定する。
なお小説、詩歌、俳句等ジャンル別人口及び市町村立図書館の収集状況等に配慮
- (f) アジア文学等翻訳点数の少ない国の作品の選定に配慮する。

イ 外国語資料

外国人に対する図書館サービスを充実するため、世界の普及言語及び県内在留外国人の構成等に留意しながら、各分野にわたって必要な資料を積極的に選定するとともに、特に以下の事項に留意する。

- a 英語及び県内外国人登録者数の多い国の言語に重点をおいて選定する。
- b 日本を紹介した資料及び日本での生活に役立つ資料を積極的に選定する。特に資料の中に茨城を紹介する内容の豊富な資料の選定に意を用いる。
- c 観光案内に類する資料については精選する。
- d 日本及び茨城と極めて関係の深い国の資料を積極的に選定する。
- e 文学作品等利用頻度の高い資料を積極的に収集する。特に翻訳された日本文学の選定に意を用いる。
- f 海外の受賞作品及びベストセラーを積極的に選定する。
- g 各国の歴史・文化に関する資料の選定に配慮する。
- h 外国文学及び外国事情に関する資料等を原書で読むことを希望する日本人利用者にも配慮して選定する。

ウ 逐次刊行物

(ア) 雑誌

専門誌に重点を置いて、内容の充実度、普及度、継続性等を勘案しながら可能な限り広範囲な分野にわたって必要な資料を積極的に選定するとともに、特に以下の事項に留意する。

- a 法律、技術、統計等速報性の高い分野の雑誌及び図書館、図書に関する資料を積極的に選定する。
- b 大衆誌については各ジャンルの代表的な資料を精選する。ただし、時事総合誌については複数誌を選定する。
- c 欠号補充及び復刻版の選定に配慮する。
- d 内容的に優劣が付けがたい複数の同分野の雑誌から選択する場合は、原則として発行部数の多いもの、創刊年の古いものを優先する。
- e 外国語雑誌については、主要国及び近隣諸国の国情・世論を公平適切に紹介している時事総合誌、及び世界的に知名度、普及度の高い主題別刊行物に重点をおいて精選する。

(イ) 新聞

- a 一般紙は普及度等を勘案し、代表的なものを中心に選定する。
- b 業界紙は各分野における主要なものを中心に積極的に選定する。
- c 外国紙は、英語紙及び県内に居住する外国人の多い国の代表的な新聞を中心に選定する。

エ 参考資料

レファレンス業務のための基本的資料として以下に掲げる図書及び加除式資料を積極的に選定し、閲覧を兼ねて活用する。また、このうち必要なものについてはレファレンス室専用の参考図書として複本選定に努める。

- (ア) 書誌（図書目録類，索引）
- (イ) 年表
- (ウ) 辞書，事典
- (エ) 用語集，術語集
- (オ) 人名録，名鑑
- (カ) 便覧，ハンドブック
- (キ) 諸表，図譜，図鑑，地図
- (ク) 年鑑，統計書，白書
- (ケ) 法令集，判例集
- (コ) 上記の他，参考図書として有用な資料

(2) 児童資料

本収集基準（1）一般資料に掲げた各資料種ごとの基準を基盤として，幼児，児童，生徒発達段階に応じた資料を広範囲にわたってきめ細かく選定するとともに，特に以下の事項に留意する。

ア 和書

- a 市町村立図書館の児童奉仕業務を支援するため，可能な限り網羅的に選定する。
- b 子供の読書習慣の育成に資する図書の選定に配慮する。
- c 子供の夢を育み，生き方の基礎を養うことのできる図書の選定に配慮する。
- d 郷土愛の育成に資する図書の選定に配慮する。
- e 国際感覚の育成に資する図書の選定に配慮する。
- f 調べ学習等，学校教育との連携を深めるために効果的な図書を積極的に選定する。
- g 読み聞かせ活動及びブックスタート等読書推進活動の普及充実に資する資料の選定に配慮する。
- h 改訂版，増補版は積極的に選定する。

イ 外国語資料

- a 和書の受賞作品で，各国語に翻訳されたものは，積極的に選定する。
- b 外国の子供の読書とともに，日本の子供の国際感覚の基礎の育成に資するため，広く各国の絵本の選定に配慮する。

ウ 紙芝居

- a 紙芝居のために制作されたオリジナル作品を積極的に収集する。
- b 著名な作品を紙芝居のためにアレンジした作品は，紙芝居としての質，利用頻度等を吟味して選定する。
- c 教育的，教訓的内容を主たる目的として制作された作品は，類似する作品を慎重に比較吟味して精選する。

(3) 児童図書研究資料

児童図書に関する調査研究及び読書活動を支援するための資料を，児童図書の各ジャンルにわたって，きめ細かく選定するとともに，特に以下の事項に留意する。

- a 児童図書出版目録，児童文学事典等の基本資料は欠落することのないよう留意して選定する。
- b 児童文学論，絵本論及び特定作品の作品論，作家論等の代表的な解説書，研究書等については，多角的に比較検討しながら調査研究できるよう留意して積極的に選定する。
- c 文学的，歴史的に価値の高い資料の復刻版を積極的に選定する。

- d 挿し絵画家，翻訳者，編集者の違いによる図書の特色等の比較研究に資するため各年度ごとに作品を特定して重点的に選定する。
- e 雑誌については評価の高い，歴史と継続性を有するものを中心に積極的に選定する。
- f 読み聞かせ，ブックトーク，ブックスタート等子供の読書活動の普及に関する解説書，研究書を積極的に選定する
- g 図書館における児童サービス及び学校図書館に関する資料を積極的に選定する。

(4) 郷土資料

郷土資料をあらゆる分野にわたって網羅的に選定するとともに，特に以下の事項に留意する。

- a 次にかかげる分野の資料を積極的に選定する。特に絶版となった資料についても可能な限り選定するよう意を用いる。
 - (a) 郷土人の著作物で，郷土人の思想，芸術，文学作品等の資料
 - (b) 郷土人に関する資料
 - (c) 郷土に関する解説，研究・記録等の資料
 - (d) 茨城に伝承されている説話，民話，方言，芸能等に関する資料
 - (e) 茨城の歴史に関する資料
 - (f) 茨城において開催された国際的，国家的，全県的イベント等に関する資料及び茨城をテーマとして開催されたイベント等に関する資料
 - (g) 茨城の社会，経済，歴史，文化等各分野の団体に関する資料
 - (h) 茨城県及び県内自治体が発行する資料
- b 視聴覚資料については，上記bの各号に掲げる資料を，以下に掲げる事項に留意しながら積極的に選定する。
 - (a) 茨城または郷土人（団体）が主たる内容の作品
 - (b) 郷土人（団体）が制作若しくは主たる出演者となった作品
 - (c) 郷土人（団体）による演奏会，演劇等の公演記録。

(5) 視聴覚資料

ア 個人視聴用資料

(ア) 音響資料

音響資料の特性を活かし，県民の文化，教養の向上に資すると認められる資料を各分野にわたって積極的に選定するとともに，特に以下の事項に留意する。

- a 国内外の各種受賞作品を積極的に選定する。
- b CDについては将来の資料的価値を十分吟味して選定する。
- c 主要な作曲家，演奏家の作品については，欠落が生じないように留意するとともに，全集，アルバムの選定に配慮する。
- d 伝統芸能，古典芸能に関する資料の選定に配慮する。
- e 朗読等，視覚障害者，高齢者の鑑賞に配慮した資料の選定に配慮する。
- f 民族音楽，効果音等，類品の少ない資料の選定に配慮する。
- g シングル版CD及びテレビキャラクターの音楽作品等類品の多い資料は厳選する

(イ) 映像資料

映像資料の特性を活かし，県民の文化並びに教養の向上に資すると認められる資料を各分野にわたって積極的に選定するとともに，特に以下の事項に留意する。

- a 国内外の各種受賞作品を積極的に選定する。
- b 社会的または記録的に価値が高いものを積極的に選定する。
- c 聴覚障害者等に配慮した日本語字幕付き邦画ビデオ及び手話付きビデオ等を積極的に選定する。
- d 伝統芸能，古典芸能に関する資料の選定に意を用いる。

イ 団体視聴用資料

(ア) 映像資料

a 団体視聴用ビデオテープは、学校での教材や、各種グループ・団体の研修等、生涯学習活動で活用できるものを中心に選定する。

b 16ミリ映画フィルムは、劇映画やアニメーション分野を中心に選定する。

(6) CD-ROM

文字、映像及び音声等の組み合わせによる多様性やWeb上とのリンク設定等マルチメディアの特性を活かしたもののうち、調査研究に有用なものを中心に幅広く選定する。

ア データベースを主としたCD-ROMについては、本収集基準(1)一般資料オ参考資料の規定を適用するとともに、その媒体独自の検索方法の利便性や、冊子体では得られない情報の有無等に留意して選定する。

イ ア以外のものについては、マルチメディアの特性を活かし効果的な視聴ができるものを選定する。

ウ 冊子体が刊行中止となり、CD-ROM等へ変わったものについては原則として継続的に選定する。

エ 商用データベース、インターネット上の情報源、マイクロフィルム等提供される媒体が複数ある場合は、特徴、利用度、コスト等を勘案し精選する。

2 普及用図書

(1) 貸出文庫用図書

本収集基準1館内用資料、(1)一般図書、(2)児童図書に掲げた基準を基盤として、図書館未設置市町村に対する読書サービスに資する資料を、各分野にわたって積極的に選定するとともに、特に以下の事項に配慮する。

a 市町村立図書館の読書サービス機能を併せ持つ資料の選定に配慮する。

(2) 読書会用図書

県内の読書会活動を支援するための資料として、同じタイトルの図書を複数冊選定する。

a 書評及び利用者の需要等を的確に把握しながら、読書会において効果的に活用される図書を精選し選定する。

b 内容が多巻に渡るものは精選する。

3 除籍

(1) 共通基準

ア 次の各号に掲げるものは、除籍する。

(ア) 破損、汚損及び摩耗がはなはだしく、補修不能及び補修価値がないと認められるもの

(イ) 災害等で亡失したもの

(ウ) 蔵書点検等で3年以上所在不明のもの

(エ) 利用者の紛失等により回収不能となったもの

(オ) 利用者の行方不明等により、返却期限の日から3年を経過しても回収不能なもの

(カ) 他の機関への管理替えの必要が生じたもの

(キ) 分冊又は合冊により数量更正したもの

(ク) その他館長が特に認めたもの

(2) 資料種別基準

次の各号に掲げるものについては、利用度等を十分検討のうえ、除籍することができる。

ア 館内サービス用資料

(ア) 複本のあるもの

- (イ) 逐次刊行物のうち、別表 1 の存年限を経過しているもの
 - (ウ) 逐次刊行物のうち、他の資料により補完できるもの
- イ 普及用図書
- (エ) 貸出文庫用図書のうち、受入から 10 年を経過したもの

4 用語の定義

この基準で用いた主な用語の定義は別表 2 のとおりとする。

(付則)

- 1 この基準は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「茨城県立図書館資料選定委員会設置要項」「新聞・雑誌等保存基準」「茨城県立図書館郷土資料取扱要項」は廃止する。

別表 1

区分	判断基準
永年保存	3年保存, 1年保存以外の
3年保存	一定の期間で同様の内容が繰り返されるもの 同様の内容のものが他に複数あるもの その他館長が特に定めたもの
1年保存	他県の地方紙 その他館長が特に定めたもの

※ 保存年限は、当該資料の選定時に設定し、適時見直すものとする。

別表 2

資料種	定義
和書 (一般資料)	国内外の刊行を問わず、日本語で出版された図書をいう。ただし外国語の学習を目的とした日本人を対象に外国語で書かれた図書を含む。
外国語資料 (一般資料)	外国語資料とは、資料の対象が主として外国人向けに書かれているものを指すものとする。したがって、国外及び国内発行の外国語資料のほか、対訳資料のうち対象が外国人のものは、外国語資料とする。
逐次刊行物	年鑑・白書等を除く、継続して刊行される逐次刊行物。原則としてISSN、雑誌コード及び通巻ナンバーがついているもの。発行頻度が概ね年4回以上のもの。大学・研究機関等の紀要は、逐次刊行物に含める。
和書 (児童資料)	国内外の刊行を問わず、日本語で出版された、幼児から中学生までを主たる対象とした図書及び逐次刊行物。
外国語資料 (児童資料)	外国語資料とは、資料の対象が主として外国人の幼児・児童・生徒向けに書かれているものを指すものとする。したがって国内及び国外発行の外国語資料のほか、対訳資料のうち対象が外国人の幼児・児童・生徒のものは、外国語資料とする。
児童図書 研究書	児童図書に関する研究書・解説書・辞典類、及び研究のために使用する児童図書及び逐次刊行物。
郷土資料	郷土及び郷土人について記述された資料、又は郷土人の著作物のうち、近代以降に発行された資料。 郷土とは、現在の行政区画に該当する地域をいう。ただし、県外のうち歴史的に茨城に関係の有るところで、茨城について書かれている資料も対象とする。 郷土人とは、県出身者及び郷土在住者等、郷土に関係が深い者をいう。
個人視聴用 資料	個人使用を目的とした音響資料(CD、カセットテープ、レコード等) 映像資料(ビデオテープ、DVD等)。
団体視聴用 資料	団体使用を目的とした映像資料 (団体視聴用ビデオテープ、16ミリ映画フィルム等)。
貸出文庫用 図書	市町村立公民館や図書館、その他の教育機関の図書室・図書館活動を支援する平易な内容の図書。
読書会用 図書	市町村立公民館や図書館、その他の教育機関の読書会活動を支援するため、同じタイトルの図書を複数冊収集する。